

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

令和 年 月 日付け札幌市手稲区地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている変更事項

(1) 変更事項

利用可能時間の変更（下表のとおり）

新	旧
利用可能時間 9時～ <u>16時</u>	利用可能時間 9時～ <u>15時</u>

(2) 変更日

令和4年11月21日（月）から

(3) 変更理由

運行時間を1時間長く設定することで、より幅広く時間帯別の利用実態を把握し、利便性が高い効率的な運行に向けて、実情に合った検証・見直しを行えるようにするため。

令和 年 月 日

札幌市手稲区地域公共交通会議

会長 _____ (署名)